

平成17年度国土交通省PFIセミナー 事前質問と回答(名古屋会場)

番号	質問	回答
1	今後、道路事業におけるPFIの可能性はあるのか。	VFMが出る等、PFIに適した事業であれば実施される可能性があります。
2	1)道路事業でのPFIが実施されない理由をご教示ください。 2)PFIアドバイザーフィーの目安はどのように考えるべきでしょう？ 3)定期借地法を用いたPFIで「地代」を無償とすることは可能でしょうか。 4)PFI事業に「リース」手法を含める場合の留意事項をご教示ください。 5)現在国内で係争中のPFI事件の状況がわかれば教えて下さい。	1)VFMが出る等、PFIに適した事業であれば実施される可能性があります。 2)「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」(内閣府民間資金等活用事業推進室)において、目安額が記載されておりますので、ご参照下さい。 3)定期借地によるPFIの事例としては、山形県による「PFIによる県営鈴川団地移転建替等事業」において、県が地権者から有償で定期借地する方法が採られております。無償貸付については、事例を把握しておりませんが、借地借家法の規定に基づき判断されることとなりますので、法務省にご相談ください。なお、PFI事業においては、国有財産および公有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができるとされております(PFI法第十二条)。 4)「リース」手法の内容が不明確ですが、国税庁において、「売買とされるPFI事業について」の質問回答が公表されており、その中で、リース取引について言及されております。一般的には、事業方式の詳細については、個別事業の契約に基づき実施されることとなるため、個別事業毎に確認することが重要となります。 5)係争中のPFI事業の状況については当省では承知しておりません。個別事業毎にお問い合わせ下さい。
3	PFI事業における指定管理者制度の導入についてのお考え方をお示し下さい。	「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」(内閣府民間資金等活用事業推進室)において、PFI事業者を指定管理者とする場合の留意事項が整理されておりますので、ご参照下さい。 また、平成12年3月29日付け自治事務次官通知が今夏の法改正を受けて改正され、当該通知の「第6」の「5」に指定管理者に関しての記載がされており、さらに、「PFIと指定管理者制度について」(平成16年12月15日 総務省)において、PFI制度と指定管理者制度における必要な議決について整理されておりますのでご参照ください。

番号	質問	回答
4	国際貢献、具体的にはODAにもPPPを導入するといった動きがあるようですが、この場合官が提供する公共サービスとはどのような考え方になるのでしょうか。また、どのようなスキームが想定されるのでしょうか。	ODAにおけるPPPの動向については、当省では承知しておりません。外務省へお問い合わせください。
5	①道路PFIを推進するための一つの障害となっている現行の補助制度(一括補助)について、支援措置方法の変更・拡充(多年度分割補助)はあるのでしょうか？ ②PFI事業が多くなってきた現状において、内閣府の補助で行った可能性調査全てを公表・整理し、他の自治体でものそのまま参考に出来るレプリカブル(複製可能な)を作成することは可能でしょうか？(国土交通省様は、既にVFM評価の手引きを公表されていますが、他の省庁分も同様に可能でしょうか？)この場で質問すべき事項ではないかもしれませんが、他の動向が分かりましたらお願いします。	①PFI事業についての国庫補助に関しては、BTO、BOTともに一括交付により対応する旨、方針を公表したところです。 ②内閣府の補助で実施した調査結果の公表等については当省では把握しておりませんが、PFIは民間のノウハウを活用することにより低廉かつ良質な公共サービスを提供する手法であり、事業内容によって活用できるノウハウも異なることから、標準的な資料として公表することについては慎重に対応する必要があるものと認識しております。なお、「国土交通省所管事業を対象としたVFM(バリュー・フォー・マネー)簡易シミュレーション」においては、複製可能な標準的なものとして整理したのではなく、あくまで一つのシミュレーションとして、一定の仮定のもとに実施した検討結果から考察を加えた報告書と位置づけております。
6	数々のPFI事業入札参加で応募費用負担がかなりの金額になる可能性もあり、優先交渉権を獲得できない場合のリスクが心配です。負担軽減措置については、ご検討して頂けないのでしょうか。	現行の日本においても、選定手続きに参加した民間事業者に対し、要した費用の一部を支払うことは可能であり、PFI実施主体により判断されることになります。「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」(内閣府民間資金等活用事業推進室)においても記載がありますので、ご参照ください。
7	今後、土木構造物や土木施設でのPFI事業への取組方針についてお聞かせ下さい。	VFMが出る等、PFIに適した事業について導入が図られるものと考えております。
8	PFIの実績と課題	内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ(http://www8.cao.go.jp/pfi/)によると、平成17年10月末現在、214件(実施方針ベース)のPFI事業が進行中です。また、課題については、「PFI推進委員会中間報告－PFIのさらなる展開に向けて－」(平成16年6月3日 民間資金等活用事業推進委員会)において触れられており、(1)官民間の適切な責任・リスク分担の実現、(2)事業者選定手続きにおける公平性・透明性と経済性の確保、(3)VFM評価の客観性・信頼性の向上、(4)いわゆる「イコールフットینگ」論、(5)官民間の取引コストの縮減が課題の大項目としてあげられておりますので、ご参照ください。

番号	質問	回答
9	PFI導入・参入事例の紹介を、お願いいたします。	セミナーの中で、PFI事業の先進事例として地方公共団体等から事例紹介を頂きますので、ご参照下さい。なお、全セミナー修了後、国土交通省ホームページにおいて、全会場の配付資料を公表いたしますので、併せてご参考にして頂ければと思います。
10	中小零細のコンサルタントがPFIをビジネスとして考えた場合、どの様な取りくみが考えられるのか？顧客は誰か？をはじめとして、5W2H	コンサルタントの場合、官民の主体に対するアドバイザーとしての参画、PFI事業者の一員としての参画が想定されます。事業者としての参画については、中小の事業者が代表企業、構成員等となるPFIの実施事例は出てきておりますので、それらを参考として各自の参入方法についてご検討頂くことが重要であると認識しております。なお、個別のPFI事業に係る情報については、実施主体より公表されておりますので、個別にご確認下さい。（例えば、内閣府民間資金等活用事業推進室「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」にも事例が掲載されています。） また、PFI事業における民間事業者の選定においては、価格及びその他の条件（事業の効果及び効率性等）により評価されることが多いことから、民間事業者のノウハウを発揮していただくことが重要と考えられ、様々な講習会等を活用するなど、PFI事業に関する情報収集等に努めて頂くことが必要と考えられます。
11	PFI事業は民間資金とノウハウを活用することにより効率的な行政運営を目指す事業と認識していますが、内容によっては過度に民間にリスクを負わせる事業もあります。この点についての国の考え方、地方公共団体等への指導についてお伺いしたい。	PFIにおける官民間のリスク分担については、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（民間資金等活用事業推進委員会）において、「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、『リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する』との考え方に基づいて協定等で取り決めること」とされております。また、「リスク分担の検討に当たっては、リスクが選定事業ごとに異なるものであり、ここの選定事業に即してその内容を評価し検討すべきことが基本となる」とされており、事業内容に応じた適切なリスク分担が、PFI実施主体により検討されるものと認識しております。

番号	質問	回答
12	民間資金を活用して社会資本整備することは財政赤字を抱える国・地方自治体にとって有効と考えるが、特に地方自治体において導入に対して積極性がみられないのは何が起因しているのか。	地方公共団体におけるPFI事業は、内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページによると、平成17年10月末現在で153件のPFI事業が進められており、件数、事業費共に増加傾向にあります。 なお、地方自治体において導入についての積極性に関するものではありませんが、PFIにおける全般的な課題については、「PFI推進委員会中間報告－PFIのさらなる展開に向けて－」（平成16年6月3日 民間資金等活用事業推進委員会）において触れられており、（1）官民間の適切な責任・リスク分担の実現、（2）事業者選定手続きにおける公平性・透明性と経済性の確保、（3）VFM 評価の客観性・信頼性の向上、（4）いわゆる「イコールフットイング」論、（5）官民間の取引コストの縮減 が課題の大項目としてあげられておりますので、ご参照ください。